

交 対 協 第 1 5 号

令和元年5月17日

埼玉県交通安全対策協議会各委員 様

埼玉県交通安全対策協議会

会長 埼玉県知事 上田 清司

(公 印 省 略)

令和元年夏の交通事故防止運動の実施について（通知）

交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年夏の交通事故防止運動実施要綱が決定されましたので、別添のとおり通知します。

本県では、4月末現在、交通事故死者のうち高齢死者数が半数以上を占めていること、自転車乗用中の交通事故死者数が昨年同期と比べ7人増加していることが主な特徴となっております。

それら主な特徴を踏まえ、実施要綱では、「子供と高齢者の交通事故防止」、「自転車の安全利用の推進」、「飲酒運転の根絶及び路上寝込み等による交通事故防止」を県重点として定めることとしました。

つきましては、運動期間中はこれらの趣旨をご理解いただき、各委員と相互に連携・協力し効果的な活動が行われるようお願いいたします。

なお、例年実施している本運動の実施結果については、運動期間終了後別途照会させていただきます。

《 担 当 》

埼玉県交通安全対策協議会事務局 高田
(埼玉県県民生活部防犯・交通安全課内)

電 話 048-830-2960

FAX 048-830-4757

E-Mail a2950-01@pref.saitama.lg.jp